

土木工事などによる埋蔵文化財の取扱について

河内長野市内において、あらゆる土木工事や建物を施工する場合、**施工場所が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するか（及び調査済みか等）確認**する必要があります。建築確認・開発申請を提出される場合、都市計画課等でチェックを行いますが、同時に工事等計画段階で事前に担当課へご相談下さい。

1. **周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡。本市 HP で遺跡範囲確認可）**で地面掘削等を伴う土木工事を行う場合
※高野街道や天野街道などの街道は、**建物等の敷地が街道と接している場合は包蔵地範囲内扱い**となります
- A **埋蔵文化財発掘の届出**について ※届出書様式は大阪府文化財保護課 HP よりダウンロード可
周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事を行う場合は、発掘届出書（「埋蔵文化財発掘の届出について」）を**工事に着手しようとする60日前まで**に、大阪府教育委員会教育長に届けなければなりません（**文化財保護法第93条。提出は2部必要**（本市担当課へ提出）です。そのうち1部を大阪府教育委員会へ送ります（令和3年4月より、**施主の押印は不要**。委任状などの**添付書類がある場合も施主・代理人の押印は不要**）。

※届出書の表紙には**施主の住所・氏名**を記入し、**民間事業者・個人が施主となる工事は「届出」「第93条第1項」に○をつけて下さい**（公官庁などが**施主の公共工事**の場合は「通知」「第94条第1項」に○）。

○**届出書 別記2の記入**について [太枠内（1～10）は届出者・通知者が記入のこと]

1. **所在地**は必ず地番で記入して下さい。該当する地番が多数あり、記入欄に記入しきれない場合は、「○町△△番地他口筆」と記入し、任意の別紙にすべての地番を記入したものを添付して下さい。
2. **面積**は敷地面積を記入して下さい。建築物等がある場合は（ ）書きで建築面積を記入して下さい。
3. **土地所有者**は発掘予定地の所有者の住所及び氏名を記入して下さい。土地所有者と施主が異なる場合は、両者間の関係を示す「土地利用承諾書」などを添付して下さい（様式は任意のもので結構です）。
4. **遺跡の名称・時代等**不明な場合当該が記入します。**遺跡の現況（水田・宅地等）は記入して下さい。**
5. **工事の目的に応じて該当する項目**を○で囲んで下さい。「その他建物」及び「その他開発」は後ろの（ ）内に具体的に内容を記入して下さい。建築物なら「木造2階建」、擁壁などの工作物は「その延長距離、幅、高さ、深さなど」を記入して下さい。

工事の概要は基礎構造の概要、掘削に関する深度・幅・延長等、構築物の形状・規模等、添付図面で示す内容を可能な限り簡潔に記入して下さい。

6. **工事主体者**は開発事業等の事業主（**施主**）の氏名・住所を記入して下さい。
7. **施工責任者**は開発事業等の**施工業者名**を記入して下さい。未定の場合は「未定」と記入して下さい。
8. **着手時期**・9. **終了時期**は開発事業等工事の予定時期・終了時期を記入して下さい。未決定の場合は「令和〇〇年△月中旬」「未定」「協議後」などと記入して下さい。
10. **参考事項**には、**ご連絡先の住所、郵便番号、氏名、電話番号を記入**して下さい。ご提出約1～2ヶ月後に大阪府教育委員会から当課へ届く工事・建築に対する指示回答や、発掘・立会調査結果をご連絡先に郵送いたします。

○**添付図面**について [添付して頂く図面は、A4版が基本となります]

- ①**位置図**：市販の市街地図・住宅地図等で分布図（1万分の1）以上の精度で工事箇所が確認できるもの
- ②**工事概要図**：住宅等は敷地内の**建物等の配置図、基礎や擁壁等の配置図及び断面図・その他浄化槽等の配置図及び断面図**（各断面図は工事での掘削深度がわかるもの）が基本です。

【文化財担当課】 河内長野市教育委員会 生涯学習部 文化課

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

TEL：0721-53-1111（内線748）

FAX：0721-53-1198

B 大阪府教育委員会の判断

発掘届出が府に送付されると、埋蔵文化財の取扱いについて大阪府教育委員会から指示（発掘調査、立会調査（工事立会）、慎重工事）が、市を経由して申請者に届けられます（届出から1～2ヶ月後）。

C 調査方法 ※府の指示が**発掘調査及び立会の場合、必ず調査日・着工日の協議・連絡**をお願いします。

大阪府教育委員会から指示があると、調査方法・調査期間について当課と協議します。

調査方法は次のとおりです。（下記はあくまでも目安であり、工事内容によって協議します。）

○**発掘調査** 遺構・遺物が工事によって破壊される場合、**着工前に確認調査**をおこないます。

※**発掘調査の場合のみ**、市教委宛てに「**埋蔵文化財発掘調査依頼書**」（1部、令和6年4月より押印不要）を提出してください。本課HPよりダウンロード可。施主と土地所有者が異なる場合、土地所有者用「**発掘調査同意書**」提出（1部、押印不要）もお願いいたします（本課HPよりダウンロード可。包蔵地外試掘調査の場合も同様）。

○**立会調査** 小範囲で緊急を要する工事の場合。依頼書は不要。工事中に立会をおこないます。

○**慎重工事** すでに遺跡が破壊されているのが明白な場合（過去に発掘調査済み等）。

D 発掘調査は文化財担当職員が行うか（実際の掘削作業は施工者か委託先） 調査委託先を紹介します。

調査費用は申請に基づき、施主が個人かつ個人が居住する住宅（本課予算範囲内で全額）及び、小規模事業者（個人が施主の共同住宅等含む。費用・調査面積上限あり）以外の調査は、すべて原因者負担です（重機の使用料等）。過去の調査結果等に基づき、遺構・遺物検出の可能性が高い場所について、個人・小規模事業者が施主の場合に限り、行政側が費用等を負担することが可能です。公費負担の場合、依頼書は上記の埋蔵文化財発掘調査依頼書（包蔵地外は下記の試掘調査依頼書）がその代わりとなります。

上記以外の大半の調査は、着工初日または着工日前に施工者に掘削をお願いしています。

なお、**発掘調査（確認調査・本調査）・工事立会**は原則として**市役所開庁日（平日）のみ対応可能**です。

E 確認調査終了後、申請者と調査担当者は調査の成果をもとに、保存についての協議を行います。遺構が検出され本調査になる場合、手続きや費用、調査箇所（工事で遺構が破壊される部分）等について協議します。確認調査で遺構等の検出がなく、工事を施工しても支障がない場合も結果を書面にて通知します。

2. **周知の埋蔵文化財包蔵地以外**での土木工事について

周知の埋蔵文化財包蔵地以外でも新たに遺跡が発見される場合があります。

もし工事中に遺跡が発見された場合は、すみやかに工事を中止し当課までご連絡下さい。そして、文化財保護法96条にしたがって遺跡発見届を提出して下さい。

また、工事中の遺跡発見により工事の遅延を避けるために、**敷地面積が500㎡以上**の工事等につきましては**試掘調査**（調査済みかつ再調査を要さないものを除く）を実施しますのでご協力願います（「河内長野市開発事業の手続等に関する条例」による）。本課あてに**埋蔵文化財試掘調査依頼書**（1部、押印不要）及び**添付資料**（1部、位置図や配置図、基礎や擁壁断面図（掘削深度がわかるもの）など93条届出と同様。本課HPよりダウンロード可）をご提出ください（調査方法や原因者負担等の考え方は発掘調査と同様）。